

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う 国土交通省関係省令の整備に関する省令案について

1. 背景

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）（※）を踏まえ、第 211 回通常国会において、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「一括法」という。）が成立した。

一括法においては、標識、利用料金等の掲示に関して、

- ①具体的なインターネットでの公表方法
- ②零細事業者等に対する適用除外の基準

を主務省令に委任することとしている。

このため、一括法の施行に伴い、国土交通省関係省令について、所要の規定の整備を行う必要がある。

※ 我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」に沿って、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるための政府の取組方針を示すものである。その中で、代表的なアナログ規制である 7 項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦覧規制）及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制について点検・見直しを行うとしている。

2. 概要

別添に掲げる省令において、インターネットでの標識・利用料金等の掲示に係る具体的方法として自社等のウェブサイトとする旨定めるとともに、一律にインターネットによる掲示を義務付けることとした場合に零細事業者等に過度な負担が及び得ることを踏まえ、適用除外の基準を定めることとする。

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 5 年 12 月末

施 行：令和 6 年 4 月 1 日

(別添)

○水先法施行規則（昭和 24 年運輸省・経済安定本部令第 1 号）

- ・水先法（昭和 24 年法律第 121 号）第 46 条第 6 項に規定する水先料の掲示
- ・水先法第 47 条第 3 項に規定する水先約款の掲示

○海事代理士法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 42 号）

- ・海事代理士法（昭和 26 年法律第 32 号）第 22 条第 1 項に規定する報酬の額の掲示

○自動車登録番号標交付代行者規則（昭和 26 年運輸省令第 69 号）

- ・道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 27 条第 3 項に規定する自動車登録番号標の交付手数料の掲示

○内航海運業法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 42 号）

- ・内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 8 条第 4 項に規定する内航運送約款の掲示

○航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）

- ・航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 38 条第 3 項（同法第 43 条第 2 項、第 55 条の 2 第 3 項及び第 56 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する空港等の設置許可申請があった場合における空港等の位置及び範囲等の必要情報の掲示
- ・航空法第 40 条（同法第 43 条第 2 項、第 55 条の 2 第 3 項及び第 56 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する空港の設置許可をした場合における空港の位置及び範囲等の必要情報の掲示
- ・航空法第 107 条に規定する運賃及び料金等の掲示

○土地区画整理法施行規則（昭和 30 年建設省令第 5 号）

- ・土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 77 条第 5 項（同法第 133 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する建築物等の移転又は除却の通知等に代わるべき公告

○道路整備特別措置法施行規則（昭和 31 年建設省令第 18 号）

- ・道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 7 条に規定する供用約款の掲示
- ・道路整備特別措置法第 24 条第 4 項に規定する通行方法の掲示

○倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）

- ・倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 9 条に規定する料金等の掲示

○港湾運送事業法施行規則（昭和 34 年運輸省令第 46 号）

- ・港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 12 条（同法第 22 条の 4 において準用する場合を含む。）に規定する運賃及び料金並びに港湾運送約款の掲示

○住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）

- ・住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 4 条第 5 項に規定する改良地区の指定内容の掲示
- ・住宅地区改良法第 8 条第 2 項に規定する事業計画を定めた旨の掲示

○新都市基盤整備法施行規則（昭和 50 年建設省令第 4 号）

- ・新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）第 29 条において準用する土地区画整理法第 77 条第 5 項に規定する建築物等の移転又は除却の通知に代わるべき公告

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和 50 年建設省令第 20 号）

- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 71 条において準用する土地区画整理法第 77 条第 5 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 101 条において準用する土地区画整理法第 133 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する建築物等の移転又は除却の通知等に代わるべき公告

○貨物利用運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 20 号）

- ・貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 9 条（法第 18 条第 3 項及び法第 44 条第 3 項（法第 49 条の 3 において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する事業の種別等の揭示
- ・貨物利用運送事業法第 27 条（第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する事業の種別等の揭示

○貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）

- ・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 11 条に規定する運賃及び料金等の揭示

○建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）

- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 28 に規定する指定確認検査機関の指定区分等の揭示
- ・建築基準法第 77 条の 35 の 13 に規定する指定構造計算適合性判定機関の業務区域等の揭示

○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 17 条に規定する登録住宅性能評価機関の登録区分等の揭示
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律第 66 条第 4 項に規定する指定住宅紛争処理機関である旨の揭示